

居延新出「候粟君所責寇恩事」冊書

——爰書考補——

大庭 脩

序 新出土居延漢簡の持つ意義

一 「候粟君所責寇恩事」冊書の本文

二 「候粟君所責寇恩事」冊書の問題點

序 新出土居延漢簡の持つ意義

一九七三・四年、甘肅居延考古隊は甘肅省北部エチナ河流域の調査發掘の結果、約二萬點の漢代簡牘と、多數の遺物を收得した。⁽¹⁾

この地域は一九三〇・三一年に西北科學考察團の Folke Bergmann、黃文弼等が調査し、居延漢簡一萬點を發掘した地域である。⁽²⁾

今回の調査の特色は、前回の調査で A 8、A 32、P 1 となづけた地點を徹底的に發掘し、それぞれの地點で漢代邊境防備施設の遺構を明らかにしたことである。A 8 地點は現地名破城子で、漢の甲渠候官城塞に當り、A 32 は漢の肩水金關という關所、P 1 は甲渠第四障というのろし臺の遺址である。たとえば A 8 地點では前回四箇所を發掘したのであったが、今回は六十箇所を發掘したというからその成果の大きさも想像できよう。まさしく時代は Exploration から Excavation

へと移ってきたのである。

出土簡牘についても著しい成果があがっている。A 8 地點では一九三一年初に約五二〇〇點の簡牘の出土をみたが、今回は甲渠候官の鄣と塙の部分、いわば城内で三四三四點が出土し、特に F 22 と名づけた六平方米にも満たぬ小部屋から九〇〇點近い簡牘が見つかつて、ここには王莽天鳳年間から建武初年にいたる間の約四十餘冊のほぼ完全な冊書があった。

F 22 はその結果文書庫と見られている。これに對して塙の東側の灰や廢棄物の堆積した部分から三二二二點の簡牘が見つかった。これはごみ棄場で、簡牘も廢棄されたものであり、元・成帝時代のものが多かった。そこで A 8 地點の出土簡は合計七八〇〇點餘になり、前回の出土を合算すると一三〇〇〇點に達することになる。

つぎに A 32 地點は、一九三〇年に五箇所を發掘して八五〇餘點の簡牘を發掘した所で、金塔縣天倉の北二五キロメートルのエチナ川の東岸に當り、北は居延都尉府、南は肩水都尉府や肩水候官の、當時の防衛重點を結ぶ要地で、ここに肩水金關という關城があった。今回の發掘で、三七箇所を掘り、一一五七七點の簡牘と、一三一一點の遺物を發見した。従つて A 32 地點での出土簡牘は合計で一四四〇〇點ほどになる。

P 1 地點は甲渠候官城の南三キロのボドゴールにある烽臺で、甲渠第四隊のあとである。のろし臺や居住區、塙壁などが殘存しているが、簡牘一九五點、遺物一〇五點が出土し、前の發掘時の出土簡は一點であつたので、一九六點の簡牘が出たことになる。

今回の簡牘の出土數は合計二萬點ほどになり、前回の倍、前回分と合算すると、A 8、A 32 兩地點でそれぞれ一萬點以上となり、前回の調査ではエチナ川流域全域で一萬點餘であつたのが、一地點でこれを上まわることになる。エチナ川流域にはこのほかに、肩水都尉府の所在地と見られる大灣、肩水候官の所在地と見られる地灣をはじめとしてなお多數の遺跡があり、そこには莫大な量の漢簡が發掘の日を待っていることが容易に想像される。今後何時の日にかそれらが世に出ると、居延漢簡十萬點という時代がやってくるであろう。漢代史研究は、もはや單に文獻にのみ依存しているわけにはゆ

かぬ様相を呈しはじめた。今回の発掘はその豫告と受けとらざるを得ない。

つぎに、一地點一萬點となると恐らく各簡相互の連關がつく可能性が大きいだろうと思われる。げんに『文物』誌一九七八年一號に發掘簡報と共に掲載された論文、寫眞等、およびそれ以後に發表された居延漢簡の研究は、ほとんどが冊書としてまとまった資料に關するものであることが、この可能性をしめしている。⁽⁴⁾

居延漢簡の研究史からみると、寫眞が利用できるようになって以後、釋文のほかに簡牘の形狀、筆寫の位置、筆蹟などを参照して同類の簡を一つの冊書へ復原することが目指されるようになり、マイクル・ローウェー博士や永田英正教授の成果が積まれてきた。⁽⁵⁾ 今回の發掘では、先述甲渠候官の文書庫(E P F 22)出土の冊書群をはじめ、考古學的に冊書の各簡の次序が明らかになる資料が増加したので、冊書復原作業は一段と成果を期待し得る見通しとなった。⁽⁶⁾ これが居延一九七三・七四年出土簡の簡牘研究上に果す大きな意義であらう。

このような大局的な意味はもたぬが、從來理解が十分にはできなかった簡が、今回の出土簡によって理解を深めることができる例がある。現在發表されている簡は、釋文、寫眞を合せても一〇〇簡程度にすぎないが、その中に私が興味深く思った實例を紹介しよう。

居延三〇・三一年出土簡の中の一六・一〇簡は

五年正月癸未、守張掖居延都尉曠、行丞事騎司馬敏、告兼勸農掾、美馬掾下缺

書到宜考察有毋四時、如守府治所書律令、兼掾丹守下缺

という文である。

この簡では行丞事が騎司馬の前にあり、通常は本官名のあとに行官事が出るのと異なること、勸農掾、美馬掾などという漢の官名では他に例を見ぬ官稱があることなどから何となく腑におちぬ簡であった。ところが『文物』誌上の圖版にある『建武三年《居延都尉吏奉穀秩別令》冊』(E P F 22・70—79)の頭初には

建武三年四月丁巳朔辛巳、領河西五郡大將軍張掖屬國都尉融移張掖居延都尉令爲

都尉以下奉各如差、司馬、千人、候、倉長、丞、塞尉職閒、都尉以便宜財予從史田吏如律令

(EPF 22・70)

六月壬申守張掖居延都尉曠、丞崇、告司馬千人官謂官縣、寫移書到、如大將軍

莫府書律令

掾陽守屬恭書佐豐

(EPF 22・71)

(以下八簡略)

という二簡があり、EPF二二・七一簡に守張掖居延都尉曠と同一人名がある。従つて曠は建武極く初期の人で、寶融の支配下に居り、一六・一〇簡は建武五年正月の簡と見なすことが可能となった。そこで先にのべた官稱についての違和感は、寶融時代の特例とすれば落ちつくことになる。一六・一〇簡が建武初年の簡となると、同じく一六・四簡も問題になる。

十一月丙戌、宣德將軍張掖太守苞、長史丞旗、告督郵掾□□□謁部農都尉官□寫移書到扁

書視亭市里顯見處、令民盡知之、旁縣起察有毋四時言、如治所書律令

掾習、屬沈、書佐橫實均

(面)⁽⁷⁾
(背)

という簡文であるが、寫眞によると簡面が虫食いのような荒れがある點も似ている。この荒れは一六の上番號の多くの簡に共通している。ところが發信人の張掖太守の苞は宣德將軍を兼ねており、平常時とは思えないので、これも建武初年の寶融時代と假定して『後漢書』寶融傳を調べてみると、甚だ幸なことに、これは張掖太守史苞という人であることがわかった。寶融が河西の地に目をつけ、更始帝から張掖屬國都尉の官を得て西移し(EPF 22・70の寶融の官銜參照)、酒泉太守梁統、金城太守庫鈞、張掖都尉史苞、酒泉都尉竺曾、敦煌都尉辛彤と結んで行河西五郡大將軍事となる。この時武威太守馬期、張掖太守任仲は孤立して職を去り、史苞が張掖太守となったのである。後、河西が光武帝に歸してから、史苞は褒

義侯となっている。従って一六・四簡は史苞の文書と見て誤りない。ちなみに一六・三、一六・一一、一六・一二も同時期の文書であろう。

やや協道にそれた感があるが、要はわずか一〇〇簡程度の新資料が紹介されただけで、居延三〇・三一年出土簡とこれ程まで関連がついて、新しく理解を深めることができるわけで、舊・新兩居延簡をあわせれば研究の一段の進展は疑う餘地がないことを實證してみたに過ぎない。

もう一つ發表された寫眞の中で注目すべき例を指摘しておこう。それは、『文物』一九七八―一の圖三六にあげた「燧長病書牒」という三簡よりなる冊書である。簡文は

建武三年三月丁亥朔己丑、城北隊長黨敢言之、

迺二月壬午病、加兩脾權種、匈脅支滿、不耐食

飲、未能視事、敢言之。

三月丁亥朔辛卯、城北守候長匿敢言之・謹寫移隊長黨

病書如牒、敢言之 今言府請令就醫

(EPF 22・82)

というもので、内容は城北隊長黨が病氣で飲食ができず、勤務につけない旨の届を、城北候長心得の匿から候官に轉送して届出したもので、居延漢簡の中では特に珍らしいものではないが、最後のEPF 22・82簡の二行目下半のスペースに、全く異筆で筆太に「今言府請令就醫」の七字が書かれており、これが甲渠侯の判であることは明らかである。敦煌・吐魯番文書など唐代の文書に判辭の書かれたものは珍らしくはないが、木簡の文書で、また漢代の文書で判辭のあるものは前例を知らぬ。簡符號よりみて先述甲渠侯官文書庫F 22の出土であると思われるから、當時なお效力をもっていた生きた文書であった。漢代官吏が具體的に事務處理をしていた實情が見られるものとして、注目に値する。

新出土居延漢簡の研究上の意義は、現在のところ以上のようなものと考えられるが、この漢簡群の中で中國で最初にと

りあげられて研究が發表されたのは、本論標題の「候栗君所責寇恩事」冊書である。『文物』一九七八—一誌上には徐萃芳、肖亢達、俞偉超氏らの三論文が掲載され、甘肅居延考古隊簡冊整理小組の手になる釋文ものっている。これは内容にいわゆる「爰書」が含まれ、漢代の裁判手續の一部を見ることが出来る。私はかつて「爰書考」⁽⁹⁾と題して、主に居延一九三〇・三一年簡を使って爰書に關する考えを述べたことがあるので、この冊書に若干の考えを述べ、舊稿を補いたい。爰書考補と副えた所以である。

一 「候栗君所責寇恩事」冊書の本文

この冊書は全三五簡よりなり、簡號はEPF 22・1—35である。そして楬一枚（EPF 22・36）が附隨している。楬は荷札のようなもので、この冊書につけて名稱が記してあった。日本木簡にいうつけふだである。この楬に

建武三年十二月候

栗君所責寇恩事

（EPF 22・36）

と記されている。そこで冊書は楬の記載により當時のまま命名された。この冊はEPF 22、すなわち甲渠候官の文書庫から出土した。出土の時には繩は朽ちて脱落しており、1號簡から20號簡までが一つとなって内側に、21號から35號までが一つとなって外側に捲かれた状態であった。36號の楬は別に近くから見つかった。⁽¹⁰⁾

釋文は次のとおりである。

建武三年十二月癸丑朔乙卯都郷嗇夫宮以廷所移甲渠候書召恩詣郷先以證財物故不

（EPF 22・1）

以實臧五百以上辭已定滿三日而不更言請者以辭所出入罪反罪之律辨告乃

（EPF 22・2）

爰書驗問恩辭曰潁川昆陽市南里年六十六歲姓寇氏去年十二月中甲渠令史

（EPF 22・3）

華商尉史周育當爲候栗君載魚之櫟得賣商育不能行商即出牛一頭黃特齒

（EPF 22・4）

八歲平賣直六十石與它穀十五石爲七十五石育出牛一頭黑特齒五歲平賣直六十石與它穀卅石凡爲穀百石皆予粟君以當載魚就直時粟君借恩爲就載魚五千頭

(EPF 22 · 5)
(EPF 22 · 6)

到憐得賣直牛一頭穀廿七石約爲粟君賣魚沽出時行錢卅萬時粟君以所得商牛黃

(EPF 22 · 7)

特齒八歲以穀廿七石予恩顧就直後二⁽¹²⁾三當發粟君謂恩曰黃牛微庾所得⁽¹³⁾

(EPF 22 · 8)

育牛黑特雖小肥賣直俱等耳擇可用者持行恩即取黑牛去留黃牛非從

(EPF 22 · 9)

粟君借牯牛恩到憐得賣魚盡錢少因賣黑牛并以錢卅二萬附粟君妻業

(EPF 22 · 10)

少八歲恩以大車半樹軸一直萬錢羊韋一枚爲橐直三千大筭一合直千一石

(EPF 22 · 11)

去盧一直六百犍索二枚直千皆置業車上與業俱來還到第三置

(EPF 22 · 12)

恩糴大麥二石付業直六千又到北部爲業賣肉十斤直穀一石 = 三千凡并

(EPF 22 · 13)

爲錢二萬四千六百皆在粟君所恩以負粟君錢故不從取器物又恩子男欽

(EPF 22 · 14)

以去年十二月廿日爲粟君捕魚盡今正月閏月二月積作三月十日不得賣直時

(EPF 22 · 15)

市庸平賣大男日二斗爲穀廿石恩居憐得付業錢時市穀決石四千以欽作

(EPF 22 · 16)

賣穀十三石八斗五升直憐得錢五萬五千四凡爲錢八萬用償所負錢

(EPF 22 · 17)

畢恩當得欽作賣餘穀六石一斗五升付恩從憐得自食爲業將車到居延

(EPF 22 · 18)

□行道廿餘日不計賣直時商育皆平牛直六十石與粟君⁽¹⁷⁾因其

(EPF 22 · 19)

賈予恩已決恩不當予粟君牛不相當穀廿石皆證也如爰書

(EPF 22 · 20)

建武三年十二月癸丑朔戊辰都鄉番夫宮以廷所移甲渠候書召恩詣鄉先以證財物故不以實減五百以上辭以定滿三日

而不更言請者以辭所出入罪反罪之律辨告乃爰書驗問恩辭曰潁川昆陽市南里年六十六歲姓寇氏去年十二月

(EPF 22 · 21)

中甲渠令史華商尉史周育當爲候粟君載魚之櫟得賣商育不能行商卽出牛一頭黃特齒八歲平賣直六十石與它穀十五石爲穀七十五石育出牛一頭黑特齒五歲平賣直六十石與它穀卅石凡爲穀百石皆予粟君

(EPF 22 · 22)

以當載魚就直時粟君借恩爲就載魚五千頭到櫟得賣直牛一頭穀廿七石⁽¹⁸⁾爲粟君賣魚沽

(EPF 22 · 23)

出時行錢卅萬時粟君以所得商牛黃特齒八歲穀廿七石予恩顧就直後二三日當發粟君謂恩曰黃牛微庾所將育牛黑特雖小肥賈直俱等耳擇可用者持行恩卽取黑牛去留黃牛非從粟君借牛恩到

(EPF 22 · 24)

櫟得賣魚盡錢少因賣黑牛并以錢卅二萬付粟君妻業少八萬恩以大車半櫟軸一直萬錢羊韋一枚爲橐直三千大筭一合直千一石去廬一直六百桴索二枚直千皆在業車上與業俱來還到北部爲業買肉十斤

(EPF 22 · 25)

直穀一石到弟⁽²⁾三置爲業糴大麥二石凡爲穀三石錢萬五千六百皆在業所恩與業俱來到居延後恩欲取軸器物去粟君謂恩汝負我錢八萬欲持器物怒恩不敢取器物去又恩子男欽以去年十二月廿日

(EPF 22 · 26)

爲粟君捕魚盡今年正月閏月二月積作三月十日不得賣直時市庸平賈大男日二斗爲穀廿石恩居櫟得付業錢時市穀決石四千并以欽作賈穀當所負粟君錢畢恩又從櫟得自食爲業將車

(EPF 22 · 27)

莖斬來到居延積行道廿餘日不計賈直時商育皆平牛直六十石與粟君因以其賈與恩牛已

(EPF 22 · 28)

決不當予粟君牛不相當穀廿石皆證也如爰書

(EPF 22 · 33)

●右爰書⁽²⁰⁾

建武三年十二月癸丑朔辛未都鄉嗇夫宮敢言之廷移甲渠候書曰去年十二月中取客民寇恩爲

(EPF 22 · 29)

就載魚五千頭到櫟得就賈用牛一頭穀廿七石恩願沽出時行錢卅萬以得卅二萬又借牛一頭以爲憫因賣不肯歸以所得就直牛償不相當廿石書到驗問治決言前言解廷郵

書曰恩辭不與候書相應疑非實今候奏記府願詣鄉爰書是正府錄令明處

(EPF 22 · 30)

更詳驗問治決言謹驗問恩辭不當與粟君牛不相當穀廿石又以在粟君所器物直

錢萬五千六百又爲粟君買肉糴穀三石又子男欽爲粟君作買直廿石皆盡償所負⁽²¹⁾

粟君錢畢粟君用恩器物幣敗今欲歸恩不肯受爰書自證寫移

爰書叩頭死罪死罪敢言之

(EPF 22・32)

十二月己卯居延令 守丞勝移甲渠候官候所責男子寇恩事鄉⁽²²⁾⁽²³⁾

辭爰書自證寫移書□到□□□□辭爰書自證

(EPF 22・34)

須以政不直者法亟報如律令⁽²⁴⁾

據黨守令史賞

(EPF 22・35)

以上が冊書の全文である。はなはだ複雑な構成になっているので、まず全體の構成について若干説明を試みよう。

この冊書は五つの部分からなる。その一はEPF 22・1から20までの二〇簡でこれをAとする。その二はEPF 22・21から28までの八簡でこれをBとする。その三はEPF 22・29から32までの四簡で、これをCとする。その四はEPF 22・33一簡でこれをDとする。その五はEPF 22・34と35の二簡でこれをEとする。EPF 22・36の榻は冊書の部分ではないから除外する。

Aは建武三年（紀元二七年）十二月癸丑朔乙卯（すなわち十二月三日）に張掖郡居延縣都郷の郷嗇夫宮が寇恩を驗問した爰書である。Bは同じ十二月十六日に宮が再度寇恩を驗問した爰書である。Cは同年十二月十九日に都郷嗇夫宮から居延縣令に爰書とともに提出した寇恩驗問の結果、宮の判斷を記した報告書である。Eは十二月二十七日附で甲渠候官に達したこの事件についての判決命令書である。

Dは、漢簡の中に多くの例がある、何か同種類に屬するものを列記した最後につける簡で、この簡の右邊に列記したものをまとめるはたらきをする、尾題簡といわれるものである。

そこでDの冊書中の位置についてまず述べておく。甘肅居延考古隊簡冊整理小組の釋文では、A B C D Eの順になって

いる。このことは、Cの文書も爰書であると理解していることを示している。

俞偉超氏は「略釋漢代獄辭文例」の論文中で、Aを「建武三年十二月乙卯居延都鄉嗇夫宮驗問治決爰書」、Bを「建武三年十二月戊辰居延都鄉嗇夫宮驗問治決爰書」、Cを「建武三年十二月辛未居延都鄉嗇夫宮復問治決爰書」と名づけ、Dの「右爰書」尾題簡がCの次に來るべきことを積極的に支持し、次いでE、すなわち「十二月己卯居延守丞勝論決文書」が續くと考え、ABCDEの順序との考えを示している。肖亢達氏は「粟君所責寇恩事」簡冊略考」の論文では特にDの位置については議論をしていない。

これに對して徐萃芳氏は、「居延考古發掘的新收獲」の論文で、Aを乙卯爰書、Bを戊辰爰書、Cを辛未文書、Eを縣廷移甲渠候官文とよび、ABCDEの順序を提唱された。順序に關しては私見は先の釋文で示したごとく、徐萃芳氏と同じくABCDEである。徐氏がCを辛未文書とよんで爰書といわないことで明らかのように、徐氏も私もCを爰書と考えていない。その理由は後述に委ねるが、Dの位置に二説あることは理解されたであろう。

次は内容からこの構成をみる。AとBとは内容はほとんど同じである。居延縣都鄉嗇夫宮が居延縣廷の命をうけて、鄉内に客居する、本籍は潁川郡昆陽縣市南里の人寇恩を呼び出し、甲渠候粟君から訴えのあった、寇恩が粟君に對して負債を返さない件について、寇恩の言い分を聞いた調書で、十二月三日と十二月十六日の二度取調べを行ない、その間に違いないかどうかを見たものである。甲渠候粟君の君は尊稱である。俞偉超氏は、粟という姓は漢にはなく、偏傍の木と米とはしばしば相通するから、栗姓であろうとされるが、その説は従うべきであろう。ただ私は原簡の文字になるべく忠實であるという建前と、俞氏以外はすべて粟のままであることを考え、混亂を避けて本稿では粟のままにしておく。また俞氏は、粟君の名について、EPF 22・187の簡に「建武三年十二月癸丑朔丁巳、甲渠鄣候拔叩頭死罪敢言之」とあることによつて、粟君の名は拔であるとされる。注目すべき指摘である。⁽²⁶⁾

Cの文書は、建武三年十二月十九日に、都鄉嗇夫宮が居延縣廷に對して、二度にわたつて寇恩の口述を聞き爰書を作成

した上で、畜夫としての判断を縣に報じた文書であるが、當時の公文書の常として、その所作に及ぶ前提となった下達文書を引用している。⁽⁷⁾従ってこの一群の冊書が何故作られるようになったかの経過は、文書Cを見ることによって明らかになる。

居延縣廷は都郷畜夫に對し甲渠候の書を移送してきた。その書には「去年十二月中に客民寇恩を備つて魚五千頭を載せて饒得縣へ賣りに行かせたが、その備質は用牛一頭と穀廿七石であった。恩は出發の時に行錢四十萬に賣つてくることを約束したが、卅二萬錢しか得なかった。又自分から牛一頭を借りてゆき、その牛を賣り拂つてきたが、本人が得た備質としての牛を歸すことを承知しない。穀二十石を償わない」とある。そこで縣廷は、縣廷からのこの文書——甲渠候の書を含む縣廷の文書——が到着したならば、寇恩を驗問治決して報告せよと命じた。⁽²⁹⁾これまでもE P F 22・29と30の一行目に當る。そして一行目の「前言解」の三字は意味が定かでない。縣廷の文書を受領して直ちに寇恩を驗問し、その爰書Aを一度縣廷へ送つたことを意味するのであろうか。

廷の郵書には、「恩の辭は候の書と相應じないが、どうも事實でないようだ。今候は太守府に對して奏記し、郷に詣つて爰書は正せんことを願ひ、府の命令では明處をして更めて詳しく驗問せよとある。治決して報告せよ」ということであつた。そこで「謹しんで恩の辭を驗問」いたしますと畜夫宮の意見が「謹驗問」以下に述べられる。⁽³⁰⁾

以上のように文書Cの前段にある縣廷よりの文書の内容から、甲渠候粟君と寇恩との間における債權債務の關係がもつたため、甲渠候から寇恩の客居する居延縣に文書をもつて提起され、それにより居延縣廷が都郷畜夫に取調べを命じた経過が、A文書の日附、建武三年十二月三日以前にあったことがわかる。

そこで都郷畜夫宮が寇恩を呼び出して、粟君の訴え——廷所移甲渠候書、すなわちE P F 22・29に見える内容——にもとづいて事情聴取を行なつた。聴取するに先だつて注意を與えた。それは、「財物に關することを證言するのに、こ」とさらに事實を隠して述べず、その不正な額が五百錢を越える場合、取調べに對する供述が確定してから滿三日以内に、

更めて供述内容の変更を願ひ出なければ、不實の供述で事實と出入させた額によってかえつて罪せられる」という律を申し聞かせ、注意を促した上で驗問したのである。これがEPF 22・1、2、及び21に書かれている「先以證財物」より「罪反罪之律辨告」までの部分である。ここの釋文「先以證財物」の「先」の字の釋し方に二説がある。「先」と釋するのは整理小組の「釋文」と肖亢達氏で、徐萃芳氏と俞偉超氏とは「无」と釋する。字型からいへばいずれの釋も可能である。もし「无」、即ち無と釋すると、

無以證財物、故不以實、贓五百以上、辭以定、滿三日而不更言請者、以辭所出入、罪反罪

という律文となる。このばあい、無以證財物とは、徐萃芳氏によれば、現在他の證據のない財物（目前尙無其他證據）という意味になる。そこでこの律は、財物に關する證言一般を定めたものではなく、他に證據のない場合のみに限定された律であることになるが、それは限定が過ぎはしまいか。ことに、他に證據がある場合の偽證に對して別に律があるとしたならば、それはどういう内容の律になるか私には想像がつかない。私はむしろ財物に關する證言の偽證一般に關する律であろうと考える。次に、もし「无」字が「無」であつて、律文の中に含まれるものであるとすれば、EPF 22・2の最後にある「辨告」の二字が落ちつかない。爰書驗問に先立つて律を辨告したと解する方が落ちつくと思う。「先以……之律辨告」という形になつて、「先以」の以が活きるように思う。従つて私は「先」と釋する。俞偉超氏は居延一九三〇年簡の中から例文四簡をあげられるが完全な簡文でないために判斷の參考にするのは困難である。徐萃芳氏は「同じ辭句がその他の居延漢簡中に見え、すべて爰書の開頭にある」とされるが、文章の流れの中で考えたいのでそれらの簡文が公表されるまでは結論を留保したい。

さていよいよ寇恩の陳述した内容は次のようなものである。

去年十二月中に、甲渠候官の令史華商と尉史の周育が、候粟君のために魚を憐得縣へ賣りにゆくことになつていたが、二人とも行くことができなくなつたので、華商は黃毛の八歳の牡牛一頭、評價額が穀六十石相當のものと、他に穀物十五

石、合計七十五石を醸出し、周育は黒毛の年五歳の牡牛一頭、評價額穀六十石相當と他に穀物四十石の合計百石を醸出し、皆栗君に與え、魚を運ぶ傭賃とした。そこで栗君は寇恩を傭い、魚五十頭を載せて憐得縣に行つて賣らせることとし、その傭賃として、牛一頭と穀二十七石を支拂うことにした。寇恩は魚を錢四十萬に賣ると約束した。栗君は華商より得た八歳の黃牛と穀二十七石を雇傭賃として恩に與えたが、後二三日して出發に際して恩に言うのに、黃牛は少し瘦せている。周育より得た黒の牡牛は、小さいけれども肥えており、値も等しいから用いよい方を選んでつれてゆくがよいと。それで恩は黒牛を取つて黃牛を留めた。栗君から牛を借りたのではない。(EPF 22・9、10及び24にある「非從栗君借牛」の句は、甲渠候書(EPF 22・29)にある「又借牛一頭以爲欄」に對する寇恩の答である。)

恩は憐得へ來て魚を賣り盡したが錢は四十萬に足りないのので、そこで黒牛を賣り、兩方の錢を合せて卅二萬錢を栗君の妻業にわたし、八萬錢が不足であつた。恩は大車の半櫓軸一つ、⁶³⁾ 値は一萬錢、羊の一枚皮の橐一つ、値は三千錢、大筭一合、値は千錢、一石入りの去盧一つ、⁶³⁾ 値は六百錢、樗索二枚、値は千錢、の全部を業の車上に積み、業と俱に歸還の途についた。途中第三置にきた時、恩は大麥三石を買つて業にわたしたがその値は六千錢であつた。また北部まで來た時、⁶⁴⁾ 業の爲に肉十斤を買つたが、値段は穀物一石に相當し、一石は三千錢という相場であつた。それで業にわたした品々の錢高は并せて二萬四千六百錢になり、その品々は皆栗君の所にある。恩は業と共に居延に到着して後、軸や器物を持つて歸ろうとすると、栗君は、お前は私に錢八萬の負債があるのに器物を持つてゆこうとするのかと怒つたので、敢えて持つて歸らなかつた。また恩の男子の欽は、去年十二月廿日から栗君のために魚をとり、今年の正月、閏月、二月一ばいまで、合計三箇月十日働いたが、その日當は支拂つて貰つていない。この時期の傭賃の市の價格は大男一日二斗であつたから、合計穀廿石になる。恩が憐得にいて業に錢をわたした時に、市では穀一石を四千錢で決濟していた。だから欽が傭われて働いた傭賃の穀價(四千錢の割で廿石分)で栗君に對する負債の錢は差引支拂い済である。恩はまた憐得から自辨で食事をしながら業のために車を動かし、牛を飼いながら居延まで歸つてきた。その間合計廿餘日かかったが、その値段は計算していな

い。時に華商、周育は市の平買六十石相當の牛を栗君に與えて饒得へ魚を運ぶ費用とした。それでその價格を恩に與えたのであるから牛の問題は解決している。栗君に牛を與える（返す）必要はないし、穀廿石を償うにも當らない。

以上が寇恩の陳述した内容、つまり都鄉齋夫宮が聞きとった寇恩の爰書の内容で、文書A、Bの主部分であり、AとBでは多少の違いはあるがほぼ同様のことが述べられ、事件の概要は説明を加えるまでもあるまい。

その結果、都鄉齋夫宮の判斷（すなわち文書Cの後段、「謹驗問」以下、EPF 22・31、32）では、「栗君に牛をかえす必要はなく、穀廿石を支拂う必要はない。また栗君のもとにある恩の器物、栗君の爲に肉と、穀三石を買い與え、子男の飲が栗君の爲に働いた對價廿石を合算すると、恩の負債の支拂は終つてゐる。栗君は恩の器物を使用して既に古びてしまつたので、今恩に歸そうと思つてゐるが、恩は受けとることを承知しない」ということである。

そこで建武三年十二月二十七日附で居延縣丞心得の勝から甲渠候官に達した文書（E）では、甲渠候栗君が寇恩に債務の支拂を要求する一件は、栗君の要求が不當であるから、政不直者の法を適用すると傳えている。この文書は簡面の文字が多く缺損しているので、正確には文意がとらえ切れない。

以上簡文から読みとれる内容の概略を述べた。語句についてはそれぞれに注記した。

二 「候栗君所責寇恩事」冊書の問題點

この冊書は極めて具體的な訴訟に關連しているので多くの問題を投げかける。中國の三論文は漢代の訴訟手續についての具體的資料という點に中心をおいて議論を展開しているが、それが最大の意義であらう。ことに、漢代の訴訟は從來ほとんど資料がなく、わずかに『漢書』張湯傳に、湯が幼時、肉を盗んだ鼠をとらえて裁判の眞似事をした話の中に、劾、掠治、傳爰書、訊鞠、論報、具獄という順序をふんだということを記してあるのが唯一の資料で、かつこれが具體的には明らかではなかったから、この冊書に爰書ができたことは甚だ有意義である。⁸³ただ、張湯傳の例は刑事事件であるが、

この冊書の例は民事事件で、もし政不直者として粟君がこの後彈劾せられるならば、その段階で張湯傳の理解に更にたすけとなる資料があるものといえる。

私としては、文書CとEとの關係について考えがあるので、そのことを述べておきたい。

文書Cは、俞偉超氏は「都郷耆夫宮復問治決爰書」、徐萃芳氏は「辛未文書」、文書Eは俞偉超氏は「居延守丞勝論決文書」、徐萃芳氏は「縣廷移甲渠候官文」と呼び、Cを爰書と見なすか否かでDの尾題簡の位置が變することは既に述べた。しかし、その點を除けば、内容については兩氏の理解に大きな差違はない。

私の疑問は、Eが單獨で獨立した文書と考へ得るかという點にある。私見によれば、漢の公文書は書き出しには年號があり、月日から書き始める獨立した文書はないのではないかと考へている。もし月日から始まる公文書簡があれば、その前に必ず年號を書いた別の文書があつて、その文書と複合して一文書を形づくっていると考へる。例えば私が復原した元康五年の詔書冊もそうであるが、⁶⁰わかり易い民間人の檠（旅行者身分證明書）がそうである。⁶¹居延三〇・三一年簡一五・一九を例にひくと、

永始五年閏月己巳朔丙子、北郷耆夫忠敢言之、義成里崔自當、自言爲家私市居延、謹案自當母官

獄徵事、當得取傳、謁移肩水金關・居延縣索關、敢言之

閏月丙子、饒得丞彭、移肩水金關・居延縣索關如律令

／據晏・令史建

とある文書で、第三行の閏月丙子の部分は饒得縣丞の文書であるが、これは第一・二行の北郷耆夫の文書があつて始めて意味のある文書で、單獨では意味がない。もちろん北郷耆夫の文書單獨ではパスポートとしての效力はなく、饒得丞の文書がなければならぬ。一五・一九簡が文書として成立する過程を時間的にいえば、北郷から饒得縣へ傳達されるまでは北郷耆夫の文書が單獨であるが、饒得縣で丞の批准をうけて、饒得縣から肩水金關・居延縣索關へ崔自當が持参するときには、二つの文書が複合している。複合しているがそれで一つの文書として效力を持っている。饒得丞の文書は前段の北

郷の文書がなければ全く意味はない。北郷の文書につけ加えて意味を持つものであるから、年を書く必要はない。

この例を参考にすると、文書Eに年號がないのは、文書Cに直接接續していたからであると考えられる。それはとりもなおさず、CとEは一つの文書であるということである。従ってDの結尾簡はCとEの間には入らないという別の根據となる。

いいかえると、Eの文書は單獨ではあり得ない。Cの文書は都郷齋夫から居延縣へ進達される段階に限って單獨文書としてあり得る。居延縣から甲渠候官へ傳達される段階ではC+Eという文書になっている。もし、俞氏の「居延守丞勝論決文書」、徐氏の「縣廷移甲渠候官文」という名の文書はどれかと問われるならば、私見ではC+Eがそれだと答えざるを得ないのである。CとEとは切離せない同一文書という私の考えは理解されたと思う。以上が説明の第一のステップである。

つぎに都郷齋夫が縣廷に進達する場合を考えてみる。都郷齋夫はCだけを單獨で出したかという設問ができる。いいかえると、A、Bの爰書は、それぞれ單獨でその都郷都郷から縣廷へ提出され、その後Cが提出されたのかと問うているわけである。私の答えは否である。Cという文書は、A B二爰書を前提として述べられているから、必ず一つにして進達されたであろう。前段でCは單獨であり得ると言ったのは、C、Eの關係を説明する爲の便宜に従ったのであって、私の眞意は、A・B・D・Cが一文書として縣廷に進達されたと考えている。この所作が張湯傳にいう「傳爰書」に當る。

そしてCとEが切離せないと考える以上、A B D C Eが縣廷から甲渠候官へ達しられた一文書となり得るのであり、そう考へてはじめて現實にこの冊書が一つとなって出土し、全篇が一筆で書かれていることが納得できるのである。

その結果、俞偉超、徐萃芳兩氏の論文で、A—Eの文書にそれぞれ先述のように命名されているが、今假にその名稱を借りれば、私見では、この冊書全部が「居延守丞勝論決文書」であり、「縣廷移甲渠候官文」であることになる。要するに「候栗君所責寇恩事」冊書はどういう文書なのかを考えた場合、徐萃芳氏はその論文の最後に、「居延縣廷が甲渠候官

に寫移し給した文」であるとされ、俞偉超氏はその論文の「具獄考」の部分で、「毎歲多月に獄案、論決文書を封存する當時の制度により、甲渠候官が候粟君所責寇恩事案の各種文書を封存したもの」とされている。⁽³⁹⁾つまり、俞氏は各文書を個別獨立した關連文書とされ、徐氏は一括文書と考えられているが、私は徐氏の説に賛成する。

残された紙面を利用して二三の問題點の指摘だけをして置く。

その一は、先述の通り爰書の文例が出たことは意義深いということである。

その二は、三八頁に少し論じた漢律の佚文が見つかったことは重要である。

その三は、牛や肉その他のいろいろな品物の平賣が知られること、それが穀立てであることなど經濟生活の資料がある。

特に年代が明らかで、建武初年の寶融支配時代の河西の經濟狀態が知れることは興味がある。その中でも、粟君が賣らせ た魚五千頭が卅二萬錢であったが、建武三年四月の「居延都尉吏奉穀秩別令」冊(E P F 22・70—79)のE P F 22・74簡によると居延令の奉穀は月卅石で、居延令は秩六百石と見れば甲渠侯である粟君とはほぼ同秩である。北部において寇恩が業のために肉を買った時、石三千錢(贖得では四千錢)としているから、三十石は九萬錢である。粟君の令史華商は魚を贖得へ賣りにゆけないため代償に、穀六十石相當の牛と穀十五石の合計七十五石を、尉史周育は同様に穀百石を粟君に提供している。令史尉史は粟君よりはるか下級の吏であり、この奉穀と彼等の日常の經濟生活との大きなアンバランスは、結局寶融時代はこの地の在地小地主層が官についていた、極めて地方色の強い政權であったことを示すものであろう。經濟生活、官僚の實生活など、今までは全く知ることができなかった寶融の支配時代の河西地域の實情は、居延七三・七四年簡の内容が明らかになるにともない、相當詳しく知ることができると期待する。⁽⁴⁰⁾

註

- (1) この發掘の概要は、甘肅居延考古隊「居延漢代遺址的發掘和新出土的簡冊文物」(『文物』一九七八—一)によって知ること

ができる。大庭脩『木簡』六、新居延簡の發掘(P 73—86)に紹介をした。

- (2) 森鹿三『居延漢簡研究序説』《東洋史研究》一二・三、一九五三）参照。森鹿三『東洋學研究』P 1—P 11に再録されている。

- (3) 徐萃芳「居延考古發掘の新收穫」

肖允達「粟君所貴寇恩事」簡冊略考」

俞偉超「略釋漢代獄辭文例——一份治獄材料初探」

- (4) 徐元邦・曹延尊「居延出土的「候史廣德坐不循行部」檄」

『考古』一九七九—二

薛英群「居延《塞上烽火品約》冊」『考古』一九七九—四

徐萃芳「居延、敦煌發現的《塞上蓬火品約》——兼釋漢代的蓬火制度」『考古』一九七九—五

初仕賓「居延簡冊《甘露二年丞相御史律令》考述」『考古』一九八〇—二

伍德照「居延出土《甘露二年丞相御史律令》簡牘考釋」

『甘肅師大學報』一九八〇—二

(5) Michael Loewe, *Records of Han Administration*, 2 vols. 1967.

do, *Records of Han Administration Supplementary Notes*, *T'ung Pao*, 56—4, 5.

永田英正「居延漢簡の集成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」『東方學報』京都

46・47・51 一九七四、一九七九

永田英正「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の《詣官》簿を中心として」『史林』56—5 一九七三

大庭 脩「居延出土の詔書冊と詔書斷簡について」『關西

大學東西學術研究所論叢』52 一九六一

なお拙著『木簡』P 158—162には肩水候官令史熹の上書冊を復原してローウェ博士との差異を述べている。

また西嶋定生氏『中國古代帝國の形成と構造』第二章第二節には、居延漢簡一六二の上番號をもつ簡の賜爵に關連あるものをまとめて考究されているが、これも冊書復原の意味を持つと言つてよい。假にこれを賜爵冊書と呼んだ場合、この賜爵冊書は何の爲に作られたものかを考える必要がある。西嶋定生氏の

大著において重要なポイントになる部分であるから、今後木簡研究上検討を加えるべきものであると思う。ただし、西嶋氏がこの作業をされた時期はもとより、私が本稿を執筆している今日まで、居延一九三〇・三一年簡については各簡の出土地が明らかでなかった。これが冊書復原作業に決定的な困難を與えていたが、近く中國で刊行される『居延漢簡甲乙篇』下冊には、發掘當時の Folke Bergmann 及び黃文弼氏の記録にもとづいて出土場所が完全に註記されるので、この最大の缺陷が除去されることになる。

(6) 居延一九七三・七四年簡中の冊書について、

永田英正「新居延漢簡中の若干の冊書について」『富山大學人文學部紀要』三 一九八〇・三刊を参照されたい。

(7) 一六・四簡は『居延漢簡甲編』にはない。勞幹『居延漢簡考釋 釋文之部』一九四九年版には六八頁にあり、同『居延漢簡圖版之部』では三〇四葉にある。勞幹氏の釋文では第一行目の最後の字が「肩」、第二行目最初の字が「水」となっている。

寫眞を見ると第二行目の最初の字は見えず、第一行末を「肩」と見たので「水」を補って「肩水」と讀んだのであろうが、第一行末は「扁」で、従って「扁書」と推定する。

(8) この判辭は『文物』一九七八—一、P 9 右段に釋文があるが、文中／が一つ入っているのは無意味で、何か混入したのであろう。

(9) 大庭 脩 「愛書考」『聖心女子大學論叢』12 一九五八

(10) 出土狀況は『文物』一九七八—一所收の甘肅居延考古隊簡冊整理小組の「建武三年候粟君所責寇恩事 釋文」のはじめに書いてある。

(11) E P F 22・22 の文では爲の次に穀の字がある。

(12) E P F 22・23 の文では三の次に日の字がある。

(13) 牛の字は『文物』釋文では特と釋するが誤りである。

(14) 歳の字は萬とあるべきところだが、原簡が書き誤っている。

(15) E P F 22・26 の文では今の次に年の字がある。

(16) 簡頭の字は原簡は消えているが、E P F 22・27 によれば積の字である。

(17) 粟君の二字は原簡は繰返しを意味する點がついているが、釋文では文字で繰返している。

(18) 約の字は原簡は消えているが、E P F 22・7 によって補う。

(19) 將の字はE P F 22・8 では得となつてゐる。原簡の書き誤り。

(20) E P F 22・33 簡は「釋文」は第三三番目に置く。ここに置くのは私見により、理由は本文中に述べた。

(21) 缺字は「釋文」の補いによる。

(22) 寇の字、「釋文」寇とするが、單なるミスプリントであらう。

(23) 缺字は「釋文」の補による。

(24) 報の字は「釋文」で「扱」、即ち「極」となつてゐるが、これは「報」の簡體字「報」のミスプリントであらう。

(25) 俞偉超、前掲 P 35。

(26) 俞偉超、前掲 P 36、E P F 22・187 の摸本が掲載されてゐる。

(27) 公文書が前提となつた下達文書を引用すること、換言すれば、返信にあたつて來信の内容にふれることが常であつた例は、大庭脩「漢代詔書の形態について」『史泉』26 を参照されたい。

(28) 行錢は肖亢達氏の前掲論文に、「法度にかなつた官鑄錢」、すなわち「市上流通の官鑄錢」の意味であるとする。

(29) 俞偉超氏は前掲論文 P 39 で、E P F 22・30 の文を、「書到驗問治決」と「言前言解廷」と分け、前者は郷官が寇恩に對し二度行なつた驗問、すなわち文書 A B を指し、後者は A B 二愛書を遞傳することを指すと解する。徐奉芳氏は「書到驗問治決」は縣廷の指令で、その報告に對し縣廷の第二次の指令（「郵書曰」から「更詳驗問治決」まで）があつたと解する。私見は大筋において徐奉芳氏に賛成である。特に、俞氏が「言前言解廷」と句切するのは從えない。整理小組が「書到、驗問、治決言」と言の字を前文に附けて句切する説に賛成である。漢簡に常用される報告を求める「書到言」の變型で「書到らば言え」という常型に、「書到らば驗問治決して言え」と、驗問治

決の指令が加わったものと考ええる。

- (30) 「廷却書」は整理小組の釋文をはじめ、各論文いずれも「廷却書」と釋する。ところが、裘錫圭氏の「新發現的居延漢簡的幾箇問題」(『中國史研究』一九七九年四號 同年十二月)の三、關於「候粟君所責寇恩事」冊の條の二で「却書」と釋すべきを主張されたが、従うべきである。また整理小組の釋文では「恩辭不與候書相應」のみをノ點で圍んで、郵書の内容と解する。また俞氏は「府錄令明處更詳驗問治決」を張掖太守府の命令とし、「言謹驗問」を嗇夫宮のこの時の復問と理解される。ここでも註(29)と同様、「言」の字は前文につき、「治決言」と讀むべきで、發信人の意見は「謹」より始まること、漢簡に例の多いところである。「治決言」の三字を太守府の文とすることも可能であるが、私はこの三字が廷の郵書の目的であり、命令の内容であると解する。

なお俞偉超氏は、縣廷と都郷嗇夫の關係について、「居延縣廷が都郷に命じてこの件を處理させたのは、都郷が縣廷所在の郷であり、粟君と寇恩とが多分いずれも都郷に家居していたので、この獄事を此の郷に下した」(同氏前掲論文P 36)という見解をしめされるが、縣廷が都郷にあったかどうかは關係がなく、粟君が都郷に家居していたかどうかは不明であり、もしそうであっても關係はない。ただ一つ、寇恩が都郷に居住していたことは確實であろう。だからこそ縣廷が都郷に下したのである。

- (31) 陳仲安氏の「關於《粟君責寇恩簡》的一處釋文」(『文史』第七輯 一九七九・一二)には「先」か「无」の釋文に關して、

「先」と讀む説を主張し、この四簡についても論及している。短篇であるが論旨は明解で、参考になる。

また裘錫圭氏の「新發現的居延漢簡的幾箇問題」關於「候粟君所責寇恩事」冊の四にも、「先」と釋すべきことを主張している。

- (32) 捌の字はE P F 22・24では槌となっているが、いずれにしても車のどの部分か不明である。肖允達氏前掲論文參照。

- (33) 去處は竹か柳を編んだ食器。肖允達氏前掲論文參照。

- (34) 第三置の置は釋である。北部は北部候である。肖允達氏前掲論文參照。

- (35) 爰書の解釋はいろいろあるが、口辭にかえる書、口述書の意味が適當である。大庭前掲「爰書考」參照。

- (36) 大庭 脩 「居延出土の詔書冊と詔書斷簡について」『關西大學東西學術研究所論叢』52 一九六一參照。ここに考證した元康五年詔書冊の第五—八簡はすべて月日より始まるが、それは第四簡に年號があるからである。

- (37) 「漢代の關所とパス・ポート」『關西大學東西學術研究所論叢』16 一九五四參照。

- (38) 徐萃芳前掲 P 34

- (39) 俞偉超前掲 P 41

- (40) 甘肅博物館の薛英群氏に「新獲居延簡所見寶融」『社會科學』(一九七九年創刊號)という論文があり、寶融關係の簡が紹介されている。

追記一 最近の甘肅省博物館の薛英群氏よりの書信によれば、F 22からは八八枚の簡が出土し、そのうち簡冊は五〇、大部分

は建武年間の簡で、紀年のあるものが九〇簡、そのうち建武の年號のあるもの五四簡で、建武八年以後の簡はない。F 22の廣さは六・二四平方米である由である。

追記二 本稿の中で私は、居延一九三〇・三一出土簡、居延一九七三・七四出土簡という記述を用いた。これは舊居延漢簡、新居延漢簡というような表現でもよいことなのだが、今後更に出土する可能性を考えると、今からこういう名稱を使っておく方

がよいだろうと思ったからである。近く報告が出るだろうと期待される一九七九年に發掘された敦煌漢簡についても同様の稱呼を考えるべきで、それが漢簡研究者の間で注意して共用されるようなものであつて欲しいと思う。そのためには、中國での發掘報告、簡報の段階で十分考慮されることがもっとも良い。また、論文には、なるべく繁を避けて原簡番號を記されるように、特に中國の簡牘研究者に希望する。

officials, and the same holds true for the regulations in the other, incoherent part. Consequently, both the "Eighteen Kinds of Qin Laws" and the "Checks and Controls" are probably books with excerpts from various laws concerning the administration by local and metropolitan officials.

The two works mentioned above are books collected to be applied to the counties under the jurisdiction of the Nan 南 Commandery in Qin times, judging from their excavation site and the official record of the person buried with them. However, in these texts are often incorporated parts about the metropolitan officials who belonged to the Central Government, and the Counties of the *Neishi* 內史 (a kind of land peculiar to Qin), and it is implausible that these regulations applied without any change to local officials. I think that this point has some relationship to the way the Qin commanderies were established. In regional commanderies laws had to be applied as an ideal standard, and I am inclined to think that the Governors' right of decision-making was widely acknowledged.

THE WORK "HOU SU JUN SUO ZE KOU EN SHI

候粟君所責寇恩事" FOUND AT JUYAN

—A supplementary study of the court investigation text—

ŌBA Osamu

The number of Han bamboo slips of Juyan 居延 found at the excavations in Pochengzi 破城子 and two other sites in 1973 and 1974 totals 20,000 items. Their main characteristic is that in many cases it is possible to reconstruct entire books from these slips. The work "Hou Su jun suo ze Kou En shi" 候粟君所責寇恩事, which was introduced first contains a court investigation text (*yuanshu* 爰書) made at a litigation during the Han dynasty, and the case consists of an investigation of the problems of credit and debt between the accused Kou En, and Hou Su jun from Jiaqu 甲渠. This work contains some extremely concrete descriptions from which we can discern some aspects of the economic life in Hexi 河西 during the years of control by Dou Rong 竇融 in the beginning of

the Jianwu 建武 period (A. D. 25—56).

In referring to three articles published in China, this paper presents my opinion with regard to two theories concerning the arrangement of this book, and two theories concerning the translation of one character which is related to the rules given in the text. Combining these two problems, this study gives my opinion about viewing this book as a whole. It further touches upon the fact that, judging from the pictures released among the excavated bamboo slips in 1973 and 1974 at Juyan, there are books with highly distinctive characteristics, and slips which have an association with those excavated in 1930 and 1931. This paper discusses the significance of these excavations in the present state.

AN INVESTIGATION OF THE LEGAL SYSTEM IN THE EARLY YUAN PERIOD

—with emphasis on the relationship with the Jin-system—

UEMATSU Tadashi

This paper treats the question of the historical background from which legislation was started during the early Yuan 元 period, while especially concentrating on the relationship with the Jin 金 dynasty. Initially the paper shows that the rules called “Shengzhi tiaohua 聖旨條畫” originated in the regulations *tiaoli* 條理 of the Jin, and demonstrates that they were provisional measures authorized by the emperor. Subsequently the paper introduces through the records of Wang Yun 王惲 in his “Zhongtang shiji 中堂事記”, the details of the process whereby the decrees were established during the reign of Qubilai (Shizu 世祖). This study clarifies the importance of the role played by the Yanjing xingsheng 燕京行省 in the legislation of the Yuan period. The officials of the Yanjing xingsheng (or the Yanjing xingzhongshusheng 燕京行中書省), who were summoned by Qubilai to Kaiping 開平 with Wang Wen-tong 王文統 as the chief official, drew up drafts of many laws for the unification of China. They cooperated with the Commissioner of Pacification (*xuanfushi* 宣撫使) in this effort, amidst a situation of confrontation with the officials of the Qiansheng 前省 (the Yanjing xingshangshusheng 燕京行尚書省